

現場代理人の常駐及び兼任要件の緩和について

現場代理人については、建設工事請負契約書約款第11条第3項において、工事現場に常駐することが義務付けられています。

ただし、同条4項において、発注者は現場代理人の工事現場における運営及び取締り並びに権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、常駐を要しないこととすることができるとしています。

柏市上下水道局では、「柏市上下水道局建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領」により、兼任を可能とする工事について定めることにより、常駐義務を緩和していたところですが、近年の技術者不足の状況を踏まえ、柏市発注工事における現場代理人の常駐義務及び兼任要件について、次のとおり更に緩和することとします。

1 現場代理人の常駐義務の緩和について

- (1) **請負金額が500万円未満**の柏市発注工事について、発注者との連絡体制が確保されている場合は、現場代理人の常駐を要しないこととします。

そのため、当該工事以外に兼任する工事が、柏市又は柏市上下水道局が発注する請負金額500万円未満の工事であり、かつ、発注者との連絡体制が確保されている場合には、件数の定めなく、複数の工事の現場代理人となることが可能です。

ただし、設計図書等において、現場代理人の常駐を求めている工事については対象外です。

※ 当該工事以外に兼任する工事が、柏市又は柏市上下水道局発注の請負金額500万円以上、4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事の場合は、下記2に記載した条件を満たす3件までの工事が兼任可能となります。

- (2) **請負金額が500万円以上**の柏市発注工事のうち、次のアからエに**該当する期間**については、現場代理人の常駐を要しないこととします。（ただし、設計図書や工事記録簿等の書面により、アからエに該当する期間が明確になっており、かつ、発注者との連絡体制が確保されている場合に限る。）

そのため、アからエの期間においては、当該工事以外に兼任する工事が、柏市又は柏市上下水道局が発注する請負金額500万円未満の工事であり、かつ、発注者との連絡体制が確保されていれば、件数の定めなく、複数の工事の現場代理人となることが可能です。

ア 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成の旨の通知があった日から引渡しまでの期間

2 現場代理人の兼任要件の緩和について

市では、請負金額が500万円以上、4,500万円未満（建築一式工事については9,000万円未満）の工事について、現場代理人の兼任を可能とする対象工事及び件数を定めているところですが、その内容を次のとおり拡大します。

ただし、設計図書等において、現場代理人の常駐を求めている工事は対象外です。

改正前	改正後
(1)対象 <u>柏市, 柏市上下水道局</u>	(1)対象 <u>国, 千葉県, 柏市, 柏市上下水道局</u>
(2)件数 <u>2件</u>	(2)件数 <u>3件</u> ただし、次の条件を全て満たすことが必要です。 ア 原則として、工事現場が柏市内にあること。 イ 受注者と現場代理人が常時連絡が取れる体制であり、かつ緊急時に現場に急行できること。 ウ 工事現場の安全管理、工程管理及び住民対応に配慮できること。 エ 低入札価格調査を経て契約締結を行ったものでないこと。

3 運用開始時期

令和8年4月1日以後に入札公告及び見積り合わせの参加通知を行う工事から対象とします。

4 新旧対照表（柏市上下水道局建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領）

(1) 現場代理人の常駐義務の緩和の要件

改正前	改正後
柏市上下水道局建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領 (新設)	柏市上下水道局建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領 (現場代理人の常駐義務の緩和の要件) 第2条 上下水道事業管理者は、市が発注する工事の請負契約の締結後において、発注者と現場代理人との連絡体制が確保され、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとする事ができる。ただし、第1号から第4号に該当するものについては、常駐を

	<p>要しない期間が発注者と受注者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを要する。</p> <p>(1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。</p> <p>(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。</p> <p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤 等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。</p> <p>(4) 受注者から工事完成の旨の通知があった日から引渡しまでの期間。</p> <p>(5) 請負金額が500万円未満の工事。 ただし、設計図書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。</p>
--	--

(2) 現場代理人の兼任による常駐義務の緩和の要件

改正前	改正後
<p>(現場代理人の兼任による常駐義務の緩和の要件)</p> <p>第2条</p> <p>受注者は、市長又は市上下水道事業管理者が発注する工事に限り、当該工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合、現場代理人に2件まで兼任させることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとする</p> <p>ことができる。</p> <p>(1) 請負金額が4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円)未満であること。</p> <p>(2) 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。</p>	<p>(現場代理人の兼任による常駐義務の緩和の要件)</p> <p>第3条</p> <p>受注者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、設計図書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。</p> <p>(1) 兼任をしようとする工事がいずれも柏市、柏市上下水道局、国又は千葉県(ただし、国又は千葉県の発注者の承諾が得られている場合に限る)が発注した工事であること。</p> <p>(2) 兼任をしようとする工事のそれぞれの請負金額が、建築一式工事以外の工事については4,500万円未満、建築一式工事については9,000万円未満であること。</p> <p>(3) 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前条第5号に該当するものは件数に含めないものとする。</p> <p>(4) 原則として、兼任する工事の現場は、柏市内にあること。</p> <p>(5) 発注者と現場代理人が常時連絡をとれる体制であり、かつ、緊急時には現場代理人が工事現場に急行できること。</p> <p>(6) 工事現場の安全管理、工程管理及び住民対応等に配慮できること。</p> <p>(7) 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。</p>

5 問い合わせ

柏市上下水道局総務課 04-7166-3181